

## 22 大規模災害時における交通手段確保に関する協定

---

鶴岡市長（以下「甲」という。）と鶴岡災害バイク協力隊（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援協力について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により鶴岡市内に大規模な災害が発生し、道路が遮断された場合、バイクの特徴を活かし被害状況の調査、救援物資の輸送等について、甲は乙の支援協力を受け市民の生活を確保することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害区域及び甲が要請する区域の被害調査及び報告
- (2) バイク以外に輸送手段がない被災地、避難施設への救援物資輸送
- (3) 前2号に定めるもののほか、対応できる甲から特に要請のあった事項

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明からして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容、範囲
- (3) 支援協力の場所及び経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡体制）

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（自主支援協力）

第5条 乙は被害が甚大で甲の要請を持ついとまがないと判断した場合は、自主的に支援協力をするものとする。

2 前項の規定により自主的に支援協力をした場合、乙は口頭、電話等により鶴岡市災害対策本部に連絡するものとする。

（経費の負担）

第6条 支援協力を要した経費の負担については、災害発生の前直前における物資の適性な取引価格等を基準に甲乙協議をして決定するものとする。

（情報の交換等）

第7条 甲は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報の交換及び訓練を実施するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定は、平成9年9月26日から効力を生ずるものとし、この協定を証するため、本協定書を2部作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月26日

甲 鶴岡市長

乙 鶴岡災害バイク協力隊代表